

## 法政大学スポーツ憲章

### 前文

スポーツは、創造的な文化活動の一つであり、活力のある社会を形成するうえでも、また、学生の心身両面にわたる人間形成のうえでも、積極的な価値をもっています。

法政大学は、130年を超える歴史を通じて、スポーツの振興に努め、大学スポーツのみならず、わが国におけるスポーツの発展に寄与してきましたが、さらに将来に向けてスポーツの振興・発展を図るために、「法政大学スポーツ憲章」を定めます。

#### 一 大学教育とスポーツ

スポーツは、学業とあいまって学生の全人的な成長を促すという意味で、人間力豊かな人材の育成を担う本学の教育に不可欠なものと考えます。

#### 二 建学の精神とスポーツマンシップ

スポーツは、各人（各チーム）がもてる能力のすべてを発揮し、自由にそしてフェアに競いあう活動であり、また不可能を可能にする絶えざる挑戦でもあります。その意味で、スポーツマンシップの涵養は、本学の建学の精神である「自由と進歩」に響き合うものと考えます。

#### 三 ユニバーシティ・アイデンティティと社会的評価の向上

本学スポーツの活躍は、本学構成員の活力を醸成し、本学のアイデンティティの形成に資するものです。また、大学スポーツのみならず、わが国におけるスポーツの振興・発展に寄与するならば、それは本学の社会的評価を高めることとなります。

#### 四 スポーツによる地域貢献

少子高齢化の時代を迎えた日本社会において、人々はスポーツへの多様なかわりを通じて健康の増進を図り、生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現することが求められています。本学は、豊富に有するリソースを生かして、地域とも連携し、こうした課題にも応えていきたいと考えます。

#### 五 スポーツの振興・発展

本学は、スポーツの文化価値と大学教育における意義を深く認識し、スポーツに関する研究を推進するとともに、支援体制を強化し、施設や指導体制を含む活動環境を整備することによって、スポーツのさらなる振興・発展をめざします。

以上

2011年4月1日

# 2019 第55回 リーダースミューティング（資料編）

## 目 次

2019年度 学年暦	4～5
法政大学体育会規程	6～8
法政大学保健体育センター規程	9～10
保健体育センター担当者名簿	11
2018年度 法政大学体育会部長・監督一覧	12
体育会会計処理規程	13～14
法政大学体育会組織について	15
法政大学体育会本部規約	16～17
法政大学体育会学生委員会規約	18～19
体育会活動による体育科目単位取得について/出席簿の記入・提出について	20～21
公式競技参加による欠席願の手続きについて/「欠席願」記入要領	22～23
事故報告および保険等について	24～25
I 各種届出	
1 主将・主務・会計担当者届	29
2 指導者名簿	30
3 入部願・届/退部願・届	31～32
4 競技成績報告書	33
5 合宿・大会参加届/参加者名簿	34～35
6 登録商標使用許可申請書	36
II 補助金関係	
各種補助金一覧表	39
1 「運営費補助願」	40
2 「体育会活動費補助願」	41
3 「国内遠征費補助願」	42
4 「海外遠征費補助願」	43
国内・海外遠征予決算書 (3.4に添付)	44

5 「学外施設使用補助願」・学外施設練習場領収書一覧表	45～46
6 「高額器具購入補助願」	47
7 「優勝祝賀会補助願」	48
8 スポーツ特別海外交流補助金支給規程	49
Ⅲ 決算関係	
「2018 年度収支決算書 / 2019 年度収支予算書」表紙	53
収入・支出の科目と内容	54
2018 年度収支決算書	55
収入の部（科目説明）	56
支出の部（科目説明）	57
2019 年度収支予算書	58
収入の部（科目説明）	59
支出の部（科目説明）	60
金銭出納帳の記入要領	61
金銭出納帳（参考）	62
金銭出納帳（提出用見本）	63
2018 年度収支決算 現金有高票	64
「2018 年度収支決算書 / 2019 年度収支予算書」（合宿所経費）関係	65～71
スポンサー契約報告書	72
Ⅳ 表彰・奨励金関係規程	
保健体育センター表彰および各種奨励金の関係(概要)	75
保健体育センター表彰基準	76～78
法政大学学生特別表彰規程	79
「開かれた法政 21」奨学・奨励金給付規程施行細則（スポーツ奨励金）	80～81
L・U 奨学金給付規程	82～83
別表 L・U 団体スポーツ奨励金給付「対象大会」等	84
◆各種提出物一覧	85

2019 (平成31) 年度 学 年 暦 (市ヶ谷・多摩・小金井地区)

学務部教学企画課

	市ヶ谷地区	多摩地区	小金井地区
学 年 開 始	4月1日(月)		
入 学 式	4月3日(水)		
春学期授業期間	4月7日(日)～7月20日(土)	4月7日(日)～7月23日(火)	4月7日(日)～7月20日(土)
春学期補講日	授業期間内補講日：5月18日(土)，5月25日(土)，6月1日(土)， 6月29日(土)，7月6日(土)，7月13日(土) <small>(授業期間内補講日は，原則として，市ヶ谷地区については5時限目以降，多摩地区については4時限目以降を補講時限とする)</small>		
春学期試験期間	7月21日(日)～7月31日(水)	7月24日(水)～7月31日(水)	7月21日(日)～7月31日(水)
夏季休業期間	8月1日(木)～9月19日(木)		
夏季集中特別授業期間	サマーセッション：8月1日(木)～8月7日(水) オータムセッション：9月13日(金)～9月19日(木)		
9月卒業学位記交付式 秋学期入学式	9月14日(土)		
秋学期授業期間 (補講日含む)	9月20日(金)～12月24日(火) 1月8日(水)～1月20日(月)		
秋学期補講日	授業期間内補講日： 10月19日(土)，10月26日(土)， 11月9日(土) 補講日： 12月24日(火)， 1月15日(水)，16日(木)，17日(金)	授業期間内補講日： 10月26日(土)，11月2日(土)， 11月9日(土) 補講日： 10月18日(金)，12月24日(火)， 1月15日(水)～1月17日(金)	授業期間内補講日： 10月19日(土)，10月26日(土)， 11月9日(土) 補講日： 12月24日(火)， 1月15日(水)，1月17日(金)
	<small>(授業期間内補講日は，原則として，市ヶ谷地区については5時限目以降，多摩地区については4時限目以降を補講時限とする)</small>		
冬季休業期間	12月25日(水)～1月7日(火)		
秋学期試験期間	1月21日(火)～2月1日(土)		
春季休業期間	2月2日(日)～3月31日(火)		
春季集中特別授業期間	スプリングセッション：3月9日(月)～3月22日(日)		
学位授与式	3月24日(火)		
学 年 終 了	3月31日(火)		

[市ヶ谷・多摩・小金井]

- ・4月10日(水)創立記念日は5月1日(水)に振替
- ・4月30日(火)はこどもの日の振替により休講
- ・5月1日(水)は創立記念日の振替により休講
- ・5月2日(木)はレクリエーションデーにより休講
- ・5月6日(月)こどもの日の振替休日，9月23日(月)秋分の日，10月14日(月)体育の日は授業実施
- ・4月29日(月)昭和の日，5月3日(金)憲法記念日，5月4日(土)みどりの日，11月4日(月)文化の日の振替休日，  
1月13日(月)成人の日は授業を実施しない
- ・7月15日(月)海の日は市ヶ谷・小金井は授業実施，多摩は授業を実施しない
- ・11月23日(土)勤労感謝の日は市ヶ谷は授業実施，多摩・小金井は授業を実施しない
- ・1月18日(土)は大学入試センター試験実施により休講(市ヶ谷のみ)
- ・夏季及び春季集中特別授業期間中の9月16日(月)敬老の日，3月20日(金)春分の日は，特別授業実施日とする。
- ・5月21日(火)は多摩スポーツフェスティバルのため休講とし，7月23日(火)に振替えて授業を実施(多摩のみ)

	市ヶ谷地区	多摩地区	小金井地区
春学期授業期間	15週6日	16週2日	15週6日
秋学期授業期間	15週4日		
春学期試験期間	1週4日	1週1日	1週4日
秋学期試験期間	1週5日		
夏季集中特別授業期間	2週0日		
春季集中特別授業期間	2週0日		
合 計	38週5日		

※左表の授業期間は  
ガイダンス期間・補講期間を含む

2019 (平成31) 年度 学 年 暦 (デザイン工学部)

	デザイン工学部
学 年 開 始	4月1日(月)
入 学 式	4月3日(水)
春 学 期 前 半 授 業 期 間	4月7日(日)～6月2日(日)
春 学 期 前 半 補 講 日	授業期間内補講日：5月11日(土) 5月18日(土) 5月25日(土)
春 学 期 後 半 授 業 期 間	6月3日(月)～7月20日(土)
春 学 期 後 半 補 講 日	授業期間内補講日：6月29日(土) 7月6日(土) 7月13日(土)
春 学 期 試 験 期 間	7月21日(日)～7月31日(水)
夏 季 休 業 期 間	8月1日(木)～9月19日(木)
夏 季 集 中 特 別 授 業 期 間	サマーセッション：8月1日(木)～8月7日(水) オータムセッション：9月13日(金)～9月19日(木)
9 月 卒 業 学 位 記 交 付 式 秋 学 期 入 学 式	9月14日(土)
秋 学 期 前 半 授 業 期 間	9月20日(金)～11月11日(月)
秋 学 期 前 半 補 講 日	授業期間内補講日：10月12日(土) 10月19日(土) 10月26日(土)
秋 学 期 後 半 授 業 期 間 ( 補 講 日 含 む )	11月12日(火)～12月24日(火) 1月8日(水)～1月20日(月)
秋 学 期 後 半 補 講 日	授業期間内補講日：12月7日(土), 12月14日(土) 補講日：12月24日(火)(予備), 1月15日(水), 1月16日(木)
冬 季 休 業 期 間	12月25日(水)～1月7日(火)
秋 学 期 試 験 期 間	1月21日(火)～2月1日(土)
春 季 休 業 期 間	2月2日(日)～3月31日(火)
春 季 集 中 特 別 授 業 期 間	スプリングセッション：3月9日(月)～3月22日(日)
学 位 授 与 式	3月24日(火)
学 年 終 了	3月31日(火)

[デザイン工学部]

- ・4月10日(水)創立記念日は5月1日(水)に振替
- ・4月30日(火)はこどもの日の振替休日の振替により休講
- ・5月1日(水)は創立記念日の振替により休講
- ・5月2日(木)はレクリエーションデーにより休講
- ・5月6日(月)こどもの日の振替休日, 7月15日(月)海の日, 9月23日(月)秋分の日, 10月14日(月)体育の日, 11月23日(土)勤労感謝の日は授業実施
- ・4月29日(月)昭和の日, 5月3日(金)憲法記念日, 5月4日(土)みどりの日, 11月4日(月)文化の日の振替休日, 1月13日(月)成人の日は授業を実施しない
- ・1月17日(金)は大学入試センター試験準備, 18(土)は大学入試センター試験実施により休講
- ・夏季及び春季集中特別授業期間中の9月16日(月)敬老の日, 3月20日(金)春分の日は、特別授業実施日とする。

	授業期間	試験期間	合計
春学期前半	9週0日		9週0日
春学期後半	6週6日	1週4日	8週3日
秋学期前半	7週4日		7週4日
秋学期後半	8週0日	1週5日	9週5日
夏季集中特別授業期間	2週0日		2週0日
春季集中特別授業期間	2週0日		2週0日
合 計	35週3日	3週2日	38週5日

※左表の授業期間は  
ガイダンス期間・補講期間を含む

# 法政大学体育会規程

規定第1252号

(目的)

第1条 本規程は、法政大学体育会(以下、「本会」という。)の名称を使用し、学外の各種学生競技団体に所属し活動する法政大学学生体育団体(以下、「体育会各部」という。)と本学との関係を適切に規律することを目的とする。

(定義)

第2条 本会は、本学の支援のもと、本学学生により組織・運営され、各種競技等を通じ「法政大学スポーツ憲章」を順守し実践する体育会各部で構成される。

(会員)

第3条 本会の会員は、第17条に定める入会手続きを経て、大学に承認された体育会各部とし、別表1のとおりとする。

(体育会各部の組織)

第4条 本会会員である体育会各部は、次の各号に掲げる者を置かなければならない。

- (1) 部長  
なお、副部長を置くことを妨げない。
- (2) 監督
- (3) 主将、主務その他の部の運営に必要な学生の役職者
- (4) 会計責任者

(部長)

第5条 体育会各部の部長は、専任教員の中から、第9条に定める職務を誠実に履行できる者を選任し、保健体育センター会議の議を経て総長がこれを任命する。  
2 体育会各部の副部長は、部長の職務を補佐することが必要である場合、専任教職員の中から部長が選任し、保健体育センター会議の議を経て総長がこれを任命する。

(部長・副部長の兼務禁止)

第6条 部長、副部長は、他の体育会各部の部長、副部長を兼ねることができない。

(部長の任期)

第7条 部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(部長の代行)

第8条 部長が不在となった場合、副部長がいる場合は副部長が代行し、副部長がいない場合は保健体育センター管理職が一時的にこれを代行する。  
2 部長の後任は、2ヵ月以内に任命されなければならない。

(部長の職務)

第9条 部長は、保健体育センターの協力のもと、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 監督の推薦、交代に関する事
- (2) 部の予算及び決算に関する事。なお、合宿所を要する部については部の予算に合宿所の運営に関する費用を含むものとする。
- (3) 部員の入部及び退部に関する事
- (4) 部に関わる事件・事故の大学への報告及びその対応・解決に関する事
- (5) 部活動による体育関連科目成績認定に関する事
- (6) 体育会各部の活動に係る奨学・奨励金の推薦及び表彰推薦等に関する事
- (7) 部員の健康管理及び学修活動の支援に関する事

- (8) 本学学生の競技活動を通じた人格形成及び社会貢献の支援に関する事
- (9) その他、保健体育センターから求められる事項に関する事

(部長の解任)

第10条 総長は、部長に不適切な行為があった場合、又は部の秩序を維持するために必要と判断された場合、必要な調査に基づき、部長の職を解くことができる。

(監督)

第11条 体育会各部の監督は、部長の推薦に基づき、保健体育センター会議の議を経て総長がこれを委嘱する。

(監督の任期)

第12条 監督の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(監督の職務)

第13条 監督は部長と協力し次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 部員の技術指導
- (2) 体育会各部の活動における安全管理
- (3) その他、契約に定める業務

(監督の解任)

第14条 総長は、監督に不適切な行為があった場合、又は部の秩序を維持するために必要と判断された場合、必要な調査に基づき、監督の職を解くことができる。

(部長監督会)

第15条 保健体育センターは、本会活動の円滑な運営及び大学との意見交換のため部長監督会を開催する。

2 部長監督会に関する事項は別に定める。

(書類)

第16条 会員は、毎年度に定められた期日までに次に掲げる書類を保健体育センターに提出しなければならない。

- (1) 部員名簿
- (2) 予算書及び決算書類
- (3) 活動報告書
- (4) 大会参加予定表及び合宿計画書
- (5) その他、大学から提出を求められたもの

(加盟)

第17条 本会に加盟を希望する団体は、次に掲げる書類を保健体育センターに提出しなければならない。

- (1) 加盟趣意書
- (2) 部則
- (3) 既存の同系競技との相違及びその関係説明書
- (4) 申請年度を含めた過去3年分の部員名簿
- (5) 申請年度を含めた過去3年分の活動報告書
- (6) 申請年度を含めた過去3年分の決算書及び支出・収入を管理している口座の通帳(写)
- (7) 主要行事予定表

2 総長は、保健体育センター会議の議を経て、加盟の可否を決定する。

(休部及び廃部)

第18条 総長は、部員数が皆無になった場合、部員数の減少により本来の活動を行うことができなくなった場合、又は部において重大な不祥事を引き起こした場合、保健体育センター会議の議を経て休部又は廃部とすることができる。

(処分)

第19条 総長は、体育会各部又はその部員が、学生の本分に悖る行為を行った場合は、これを処分することができる。

2 前項に関する必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、保健体育センター会議の議を経て職務権限に基づき行う。

付 則

1 本規程は2018年4月1日に制定施行する。

別表1 体育会各部一覧

1. アメリカンフットボール部
2. ボクシング部
3. 山岳部
4. 自転車競技部
5. 自動車部
6. サッカー部
7. 水泳部
8. スキー部
9. スケート部
10. 相撲部
11. ハンドボール部
12. 卓球部
13. テニス部
14. ソフトテニス部
15. 野球部
16. 準硬式野球部
17. 馬術部
18. バレーボール部
19. 陸上ホッケー部
20. ヨット部
21. バスケットボール部
22. ラグビー部
23. 陸上競技部
24. フェンシング部
25. 空手部
26. バドミントン部
27. 柔道部
28. 重量挙部
29. レスリング部
30. 剣道部
31. 航空部
32. ワンダーフォーゲル部
33. 射撃部
34. ボート部
35. ゴルフ部
36. 弓道部
37. 少林寺拳法部
38. ラクロス部 (準加盟中)

(追51)



# 保健体育センター規程

規定第1251号

(設置)

第1条 本学保健体育センター（以下、「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学学生の健康管理と健康の増進を図ること、体育会各部の健全な活動を支援するとともに、体育会各部に所属する学生が、本学の一員として自律的に活動することにより、広く社会に貢献することを目的とする。

(センター長)

第3条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、学校法人法政大学事務規程に定める事項を分掌し、保健体育センター会議（以下、「センター会議」という。）を主宰し、全学の学生の健康管理に関する事項及び本学体育会の活動に関する事項を管掌する。
- 3 センター長は、本学専任教授、専任准教授及び専任講師の中から総長が指名し選任する。
- 4 センター長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 センター長が任期中に退任する場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第4条 センターに副センター長を置く。

- 2 副センター長はセンター長を補佐する。
- 3 副センター長は本学専任教授、専任准教授及び専任講師の中からセンター会議の推薦を経て選任する。
- 4 副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとし、再任される場合、任期を1年とすることもできる。
- 5 副センター長が任期中に退任する場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(保健体育センター会議)

第5条 センターに以下の事項を審議するためセンター会議を置く。

- (1) 全学の学生の健康管理及び健康の増進に関する事項
- (2) 体育会各部の健全な運営と活動の支援に関する事項
- (3) 体育会各部に所属する学生が健全に活動するための支援に関する事項
- (4) 体育会各部の部長及び監督の委嘱に関する事項
- (5) 体育会各部の事件・事故及び処分に関する事項
- (6) スポーツに優れた者の特別推薦入学試験に係る推薦枠に関する事項
- (7) スポーツ特待生制度に関する事項
- (8) 体育会各部及び所属学生への表彰並びに奨学・奨励金等の推薦に関する事項
- (9) 大学が指定する強化指定部に関する事項
- (10) 副センター長の推薦、センター会議構成員の選出及びセンター嘱託の採用に関する事項
- (11) 本規程の改廃に関する事項
- (12) その他体育会活動の支援に関する必要な事項

(センター会議の構成)

第6条 センター会議は、以下の各号の委員で構成される。

- (1) 学生支援本部担当理事
- (2) センター長
- (3) 副センター長
- (4) 学部教授会から選出された専任教員（以下、「学部委員」という。） 各学部1名
- (5) 体育会部長から選出された専任教員（以下、「体育会委員」という。） 2名

- (6) スポーツ研究センター所長
- (7) スポーツ・サイエンス・インスティテュート (SSI) 運営委員会委員長
- (8) 学生センター長
- (9) 学生支援統括本部長
- (10) 保健体育センター事務部長
- (11) 学務部長
- (12) 入学センター長

2 前項の規定にかかわらず、議事により、総長が指名する有識者を出席させることができる。

3 第1項第4号に規定する学部委員は、教授会主任又は副主任がこれに充たるものとし、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 第1項第5号に規定する体育会委員の任期は1年とし、センター会議で決定された持ち回り順等の選出基準により、体育会各部の持ち回りで選出するものとする。

(議長及び副議長)

第7条 センター長はセンター会議を招集し、その議長となる。

2 副センター長は副議長となり、センター長に事故があるときはセンター長に代わってセンター会議を招集する。

3 センター長は、必要に応じてセンター会議に関係者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(総長への答申)

第8条 センター長は総長の諮問に対して答申し又は意見を具申する。

(開催)

第9条 センター会議は、月1回の開催を原則とする。ただし、センター長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

(定足数および議決)

第10条 センター会議は、第6条第1項に定める構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

(会議の記録)

第11条 センター長はセンター会議の議事を記録しなければならない。

(所管)

第12条 センター及びセンター会議に関する事務は保健体育センターが行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、保健体育センター会議の議を経て職務権限に基づき行う。

付 則

1 この規程は、2018年4月1日から施行する。

(追51)

## 保健体育センター担当者名簿

学生支援担当常務理事		近藤 清之
学生支援担当常務理事 (副担当)		増田 正人
保健体育センター長		徳安 彰
保健体育センター副センター長		林 容市
保健体育センター 事務部長		鈴木 広行
市ヶ谷体育課	課長	増田 昌幸
	主任	大石 知世
〈市ヶ谷体育担当〉	課員	高橋 清美
	課員	釜野 祥太郎
	課員	加藤 今日子
	課員	菊田 希
	課員	黒崎 夏奈
	課員	神田 よしこ
〈川崎体育担当〉	課員	田川 満勇
	課員	白倉 浩幸
	課員	酒井 正樹
多摩体育課	課長	東海林 正人
	課員	松崎 剛
	課員	渋谷 礼子
	課員	中嶋 敦子
	課員	照井 有希子
	課員	矢田 千津子
	課員	河村 幸子

(2018年11月1日現在)

### 【大学事務連絡先】

保健体育センター

市ヶ谷体育課市ヶ谷体育担当

市ヶ谷総合体育館 1 F TEL 03-3264-9500 FAX 03-3264-9543

市ヶ谷体育課メールエイリアス [ichitai@hosei.ac.jp](mailto:ichitai@hosei.ac.jp)

市ヶ谷体育課川崎体育担当

川崎保健体育棟 1 F TEL 044-711-4358 FAX 044-711-8290

川崎体育担当メールエイリアス [kawatai@hosei.ac.jp](mailto:kawatai@hosei.ac.jp)

多摩体育課

多摩体育館 1 F TEL 042-783-2076 FAX 042-783-2735

多摩体育課メールエイリアス [tamatai@hosei.ac.jp](mailto:tamatai@hosei.ac.jp)

# 2018年度 法政大学体育会部長・監督一覧

2018年11月1日現在

	部名	部長	所属	監督
1	アメリカンフットボール部	笠井 淳	経営学部	有澤 玄
2	ボクシング部	大西 亮	国際文化学部	颯川 徳夫
3	山岳部	梶 裕史	人間環境学部	橋谷田 弘仲
4	自転車競技部	荒井 弘和	文学部	市澤 保治
5	自動車部	権 鎬淵	法学部	友岡 久明
6	サッカー部	糸久 正人	社会学部	長山 一也
7	水泳部	宮脇 典彦	経済学部	八塚 明憲
8	スキー部	北浦 康嗣	社会学部	近藤 浩之
9	スケート部	鈴木 広行	保健体育センター	木谷 克久
10	相撲部	内田 俊一	法学部	永池 悟
11	ハンドボール部	松波 淳也	経済学部	佐藤 浩
12	卓球部	児玉 靖司	経営学部	宮本 勝典
13	テニス部	中澤 史	国際文化学部	植村 直己
14	ソフトテニス部	川上 忠重	理工学部	竹野谷 徹
15	野球部	神谷 健司	経営学部	青木 久典
16	準硬式野球部	坂本 勝	文学部	本間 隆洋
17	馬術部	高見 京太	スポーツ健康学部	柏村 晋史
18	バレーボール部	吉田 康伸	経営学部	吉田 康伸
19	陸上ホッケー部	小林 直毅	社会学部	坪 通徳
20	ヨット部	小島 聡	人間環境学部	神山 佳昭
21	バスケットボール部	新田 誠吾	経済学部	佐藤 俊二
22	ラグビー部	西田 幸介	法学部	島津 久志
23	陸上競技部	曾村 充利	グローバル教養学部	苅部 俊二
24	フェンシング部	伊藤 マモル	法学部	宗像 秀憲
25	空手部	岡村 民夫	国際文化学部	手嶋 重忠
26	バドミントン部	小沢 和浩	経済学部	升 佑二郎
27	柔道部	鈴木 良則	法学部	渡邊 敏之
28	重量挙げ部	齋藤 勝	文学部	平良 朝順
29	レスリング部	藤村 耕治	文学部	押田 博之
30	剣道部	武生 昌士	法学部	大山 賢一
31	航空部	御法川 学	理工学部	朝倉 英仁
32	ワンダーフォーゲル部	余田 剛	法学部	川嶋 泰雄
33	射撃部	金原 瑞人	社会学部	齋藤 寛
34	ボート部	朝比奈 茂	人間環境学部	波間 昭司
35	ゴルフ部	結城 英雄	文学部	田中 徳市
36	弓道部	川島 健司	経営学部	石川 賢治
37	少林寺拳法部	金 容度	経営学部	丹羽 良貴
38	ラクロス部	大下 勇二	経営学部	加藤 武

# 体育会会計処理規程

規定第1274号

(目的)

第1条 本規程は、法政大学体育会規程第16条に定める体育会各部の会計処理を明確にし、もって各部の資金の健全な管理・運用を実現することを目的とする。

(経費)

第2条 体育会各部の経費は、次の各号に掲げる収入をもってこれにあてる。

- (1) 本学より交付される補助金
  - (2) 寄付金
  - (3) 入場料などの競技収入
  - (4) 部員から徴収する部費
  - (5) 寮費
  - (6) 第1号から第5号に掲げるもの以外の物品の受入
- 2 前項第6号に相当する会計処理は「法政大学寄贈品受入のガイドライン」「固定資産及び物品管理規定」及び「減価償却に関する規程」を参考に行う。

(会計年度)

第3条 体育会各部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第4条 体育会各部は毎年5月末日までに次年度の予算計画書を作成し、保健体育センターへ提出しなければならない。

2 保健体育センターは、前年度不明確な会計処理を行った部の予算執行に際し、予算管理を外部委託することを義務付けることがある。

(決算)

第5条 体育会各部は、毎年5月末日までに、前年度の収支決算書を作成し、保健体育センターへ提出しなければならない。

2 保健体育センターは、体育会各部決算書を確認した結果、予算管理が不明確であると判断した部に対して、当該部の負担により、外部委託等による決算書類の再提出を命ずることがある。

3 体育会各部は決算時に1年間の活動報告書を提出しなければならない。

(決算の承認)

第6条 体育会各部の決算は、保健体育センター長の承認を得なければならない。

(会計責任者の職務)

第7条 法政大学体育会規程に定める会計責任者は、部の入出金の一切を管理し、証憑書類の保存及び管理、出納簿の作成・管理並びに決算書を作成行わなければならない。

(経理事務マニュアル)

第8条 保健体育センターは、会計処理マニュアルを作成して、体育会各部に提供するとともに毎年研修会を実施する。

(会計処理研修の受講)

第9条 体育会各部の会計責任者及び保健体育センターの指定する者は、保健体育センターが実施する会計処理研修を受講しなければならない。

(監査)

第10条 保健体育センターは、「体育会強化指定部に関する規程」に基づき指定された部の決算について監査を行う。

- 2 保健体育センターはそれ以外の部の決算に対しても必要がある場合は監査を行うことがある。
- 3 監査により指摘すべき事項がある場合は文書で指摘し改善の指導を行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、保健体育センター会議の議を経て職務権限規程に基づき行う。

付 則

- 1 本規程は2018年4月1日に制定施行する。

(追51)

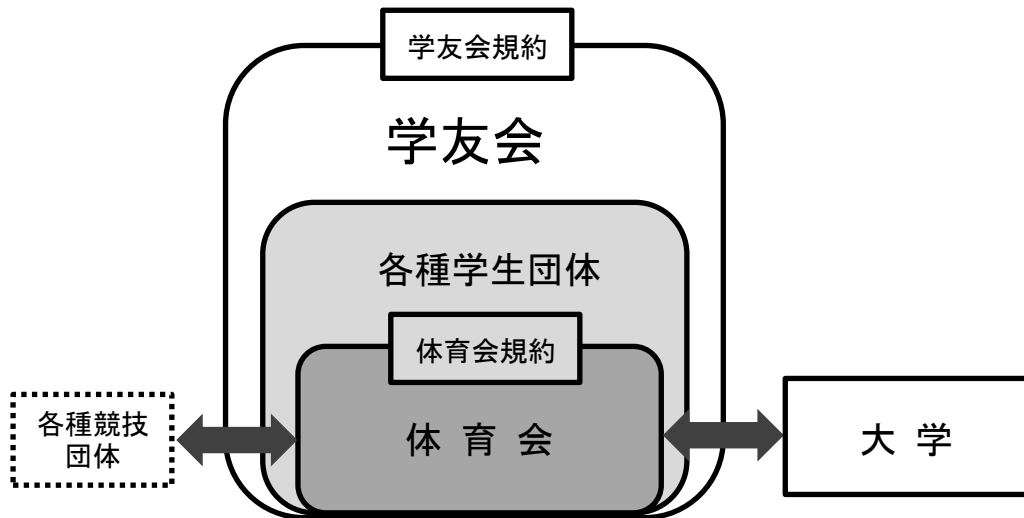
## 法政大学体育会組織について

体育会各部は、学生団体の一つとして長年位置づけられており、各部の代表者からなる学生委員会を組織し、法政大学体育会規約を定めて体育会に関する運営を規定していた。

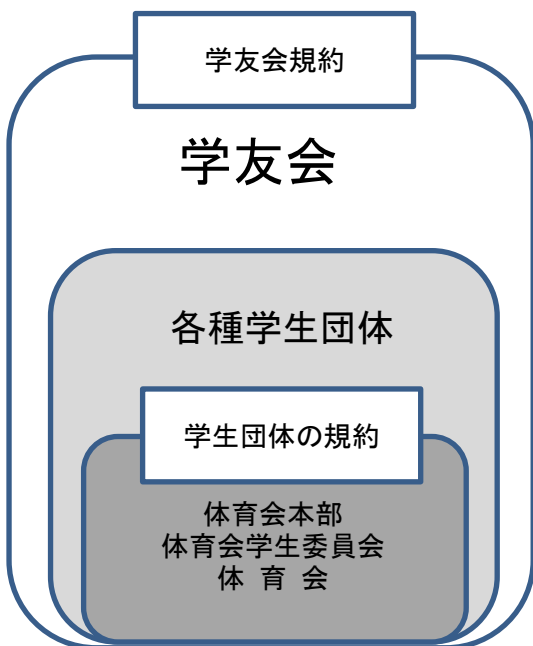
しかし、現在の体育会は、その予算規模や大学からのさまざまな支援の厚さを考えると、もはや設立時にあった学生の自主的な活動という位置づけで語ることは危機管理等の観点からも困難となっている。

したがって本学は、大学と体育会各部との関わりを明確に定める規定を2018年4月1日より制定し、体育会各部の位置づけを以下のように見直している。

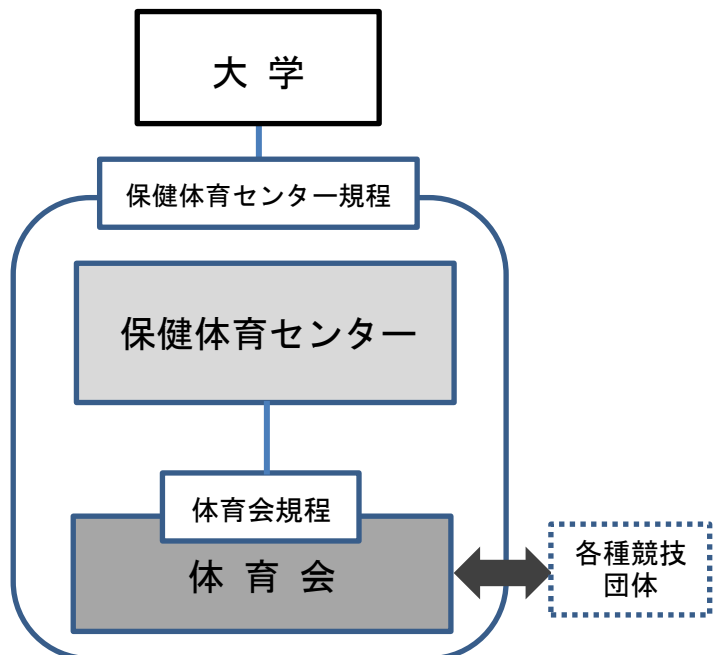
体育会各部の位置づけ（上：従来 下：見直し後）



<学友会構成団体としての体育会>



<競技スポーツ団体としての体育会>



# 法政大学体育会本部規約

2017年4月1日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、法政大学体育会本部（以下、「体育会本部」とする。）と称する。

(目的)

第2条 学生が主体的に体育会全体の発展に寄与することにより、競技力の向上と組織人としての知性を養うことを目的とする。

(本部の活動)

第3条 体育会本部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) リーダーシップとコンプライアンスを理解するための学生委員会の招集
- (2) 体育会各部の広報支援
- (3) 体育会各部への各種情報発信
- (4) 学友会の構成団体としての各種事業
- (5) その他、体育会本部の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 本部役員

(役員)

第4条 体育会本部に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長

(役員選出)

第5条 役員は本部委員の中から選出する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、体育会本部を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐する。

(本部委員の選出)

第7条 体育会本部委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 体育会各部から推薦された者のうち、本部委員による面接を経て決定する。
- (2) 体育会所属学生以外からも、広く本学学部学生から体育会本部が募集し選出する。

(本部委員の解任)

第8条 本人の意思または他の本部委員の総数の2分の1以上の不信任により本部委員の職を解くことができる。

(本部委員の職務担当責任者)

第9条 本部委員に次の職務担当責任者を置く。

- (1) 会計責任者
- (2) 渉外責任者
- (3) 企画責任者
- (4) 広報責任者

(本部顧問)

第10条 本部の事業等を支援するために顧問を置く。

2 顧問には、原則、保健体育センター市ヶ谷体育課長がこれにあたる。

(顧問の仕事)

第11条

- (1) 各種事業計画の確認
- (2) 各種事業報告の確認
- (3) その他、体育会本部の運営に必要とされる事項。



### 第3章 会計

(経費の支弁)

第12条 本会の経費は、大学からの補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 すべての収入は必ず本会会計に繰り入れなければならない。

(会計年度)

第13条 会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(予算および決算)

第14条 予算および決算は、本部委員会にて作成し、顧問を経由して保健体育センター長が承認する。

(金銭の出納)

第15条 金銭の出納は、別に細則を定める。

### 第4章 規約改廃

第16条 この規約を改廃は、本部委員会において審議し、保健体育センター長の承認を得るものとする。

2 この規約は、2017年4月1日より施行する。

以上

# 法政大学体育会学生委員会規約

2017年4月1日

(名称)

第1条 本委員会は、法政大学体育会学生委員会（以下、「学生委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 体育会に所属する学生が、法政大学の理念に基づき、学業と高度な競技活動との両立をつうじて成熟し、法政大学の発展に寄与することを目的とする。

(学生委員)

第3条 学生委員は、別表1に定める体育会各部の主将及び主務、ならびに各部から任意に選出された学生とする。

(運営組織)

第4条 学生委員会の運営は、法政大学体育会本部（以下、「体育会本部」という。）が行うこととし、別に規約を定める。

(学生委員会の招集)

第4条 学生委員会の開催は原則年4回とし、体育会本部が招集する。

(事故・事件)

第5条 体育会に所属する学生に事故・事件があった場合は、学校法人法政大学が定める危機管理規程に従って対応する。

(改廃)

第6条 この規約の改廃は、学生委員会の意見を聴取し、体育会本部が発議し、保健体育センター長が承認する。

付 則

1 本規程は2017年4月1日に制定施行する。

別表1 体育会各部一覧

1. アメリカンフットボール部
2. ボクシング部
3. 山岳部
4. 自転車競技部
5. 自動車部
6. サッカー部
7. 水泳部
8. スキー部
9. スケート部
10. 相撲部
11. ハンドボール部
12. 卓球部
13. テニス部
14. ソフトテニス部
15. 野球部
16. 準硬式野球部
17. 馬術部
18. バレーボール部
19. 陸上ホッケー部
20. ヨット部
21. バスケットボール部
22. ラグビー部
23. 陸上競技部
24. フェンシング部
25. 空手部
26. バドミントン部
27. 柔道部
28. 重量挙げ部
29. レスリング部
30. 剣道部
31. 航空部
32. ワンダーフォーゲル部
33. 射撃部
34. ボート部
35. ゴルフ部
36. 弓道部
37. 少林寺拳法部
38. ラクロス部 (加盟申請準備中)

# 体育会活動による体育科目単位修得について

## 1 体育科目単位の修得について

体育会部員は、授業の受講に代えて、体育会活動を行うことで、体育科目の単位を修得できる。

(この制度を実施していない学部もあるので注意すること)

- ① 当該年度に入部し、かつ原則として、「体育会出席簿」記録期間末まで在部し活動した者。
- ② 「体育会出席簿」(次頁参照)に活動参加が記録されている者。
- ③ 各部の部長により、採点名簿にA+～C評価がされた者。
- ④ 上記の他、本学在籍等、単位修得の一般的要件を充たしている者。

## 2 登録手続きについて

毎年度春学期の履修登録期間内(部員本人の所属学部の指示する日)に、本人が所属学部の窓口で所定の申請書を提出し、手続きを行うこと。

学部によって登録方法などが異なるので、各学部の履修要項等をよく確認すること。

## 3 各学部の体育科目名、単位数、履修年次(2018年10月現在)

以下については、新年度ガイダンス、履修登録時に各所属学部の最新情報を確認すること。

	所属学部	入学年度	修得できる単位	修得できる科目名
必修	法・文・経営・ 国際文化・ キャリアデザイン・ 人間環境	2008年度以降入学生	1年間の活動で2単位	スポーツ総合演習
	経済	2016年度以降入学生	1年間の活動で2単位	スポーツ総合A・B
		2015年度以前入学生	1年間の活動で2単位	スポーツ総合
	社会	全	1年間の活動で2単位	スポーツ総合1-I(春学期)・ スポーツ総合1-II(秋学期)
	現代福祉	2015・2016年度入学生	1年間の活動で2単位	スポーツ総合I・II
		2014年度以前入学生	1年間の活動で2単位	スポーツ総合
スポーツ健康	体育会活動による単位修得はできない			
選択	現代福祉	2017年度以降入学生	1年間の活動で2単位	スポーツ総合I・II
	デザイン工	2011年度以降入学生	1年間の活動で2単位	スポーツ総合演習
		2010年度以前入学生	1年間の活動で2単位	体育実技
	情報科	全	1年間の活動で2単位	スポーツ総合1・2
	理工・生命科	体育会活動による単位修得はできない		
GIS	全	1年間の活動で2単位	Physical Education I Physical Education II	

※体育会活動により修得できるのは2単位が上限です。4年間活動したとしても、2単位を超えて修得することはできません。

# 体育会出席簿の記入・提出について

「体育会出席簿」の記載内容を元に、体育会活動による体育科目単位修得手続きをした部員の成績評価が  
つきます。

2018年度版（うぐいす色の表紙）は2018年3月の学生委員会で配布済みです。

## 1 記入要領

- (1) 記入責任者：原則として主務
- (2) 記入対象者：2018年度の体育会活動により、体育科目を履修し、単位を取得しようとする者(新生  
以外の者を含む)。
- (3) 記録期間：2018年4月1日（新生は部活参加日）～2019年1月（部長に提出する前日）
- (4) 注意事項
  - ①ボールペン(鉛筆不可)、修正液使用可。
  - ②学年毎に、文系学部、理系学部、通信教育部の順に、学籍～氏名欄の全てを記入。
  - ③通信教育部所属学生は、学籍欄に「通」を記入。
  - ④月ごとに、部長、監督、記入責任者が署名、捺印。
  - ⑤「記録期間」の全日につき、出席(○)、欠席(×)、練習なし(／)のいずれかを記入。
  - ⑥毎月の「練習日数」「欠席日数」「出席日数」を右欄に記入。
  - ⑦「休学・退学」、「休部・退部」および「途中入部」の場合は、「備考欄」にその旨を記入、発生年月日を  
明記。入部、退部の場合「入部届」、「退部届」を提出。
  - ⑧「評価欄」は部長が記入（部長は空欄のまま提出しても結構です）。

## 2 提出

### (1) 提出先

以下のいずれかの窓口に提出してください。

- ・ 保健体育センター市ヶ谷体育課市ヶ谷体育担当（市ヶ谷総合体育館1階事務室）  
〒102-8160 東京都千代田区富士見2-17-1 Tel. 03-3264-9500
- ・ 保健体育センター市ヶ谷体育課川崎体育担当（川崎保健体育棟1階事務室）  
〒211-0031 神奈川県川崎市中原区木月大町4-1 Tel. 044-711-5036
- ・ 保健体育センター多摩体育課（多摩総合体育施設体育館1階事務室）  
〒194-0298 東京都町田市相原町4342 Tel. 042-783-2734

### (2) 提出期間

2019年1月15日(火)～2019年1月31日(木)

## 3 その他

記入責任者(主務)が交替する場合は、「主将・主務・会計担当者届」を保健体育センターに提出すると  
ともに、次の担当者に引き継ぎを行うこと。

# 法政大学体育会 公式競技参加による欠席願の手続きについて

この制度は、体育会所属学生を対象とし、公式競技出場日が授業・定期試験日と重なった場合、授業担当教員に対し、保健体育センターが「公式競技参加による欠席願（以下「欠席願」）」を発行する制度です。  
必ずしも単位を保証するものではないので、日頃から真摯な姿勢で学業に取り組んでください。

## 1 該当する学生・競技会

学 生	体育会所属学生（学部生）。マネージャー、トレーナー等競技選手以外も含む。	
競技会	Sレベル	オリンピック、世界選手権、ユニバーシアードなど、日本オリンピック委員会、各部が所属する協会・連盟（上部団体を含む）が派遣する国際大会
	Aレベル	全国、東日本、関東大学選手権（インターカレッジ）大会 大学選手権出場の対象となるリーグ戦（東京六大学野球、関東大学ラグビーリーグ、関東学生アメリカンフットボールリーグなど） 日本選手権大会、国際大会派遣決定の対象となる各種競技会、リーグ戦
	Bレベル	都道府県から代表として派遣される国民体育大会（都道府県の予選を含む） Aレベル競技における新人戦
期 間	Sレベル	大会の競技期間および移動日 代表、代表候補、強化選手として参加する強化練習、強化合宿期間および移動日
	A・Bレベル	首都圏の大会：選手として参加、あるいはマネージャー、トレーナーとして同行する競技日 首都圏以外の大会：大会の競技期間および移動日（原則として前1日）

## 2 発行のルール（運用ルールが守れない場合は、原則として発行しない）

	制 度	運 用
授業 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>試合日の21日前までに最寄りの体育課に申請。</li> <li>欠席する日の前週の授業時までには授業担当教員に提出。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>最低2週間前までに最寄りの体育課に申請。</u></li> <li><u>事前提出に支障が出そうな際は、必ず事前に相談をすること。</u></li> <li>欠席する日の前週の授業時までには授業担当教員に提出。</li> </ul>
定期 試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験日の28日前までに最寄りの体育課に申請。</li> <li>試験日の14日前までに担当教員に申し出、かつ学部窓口へ提出。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>定期試験時間割発表後速やかに最寄りの体育課に申請。</u></li> <li>事前に担当教員に申し出、かつ学部窓口へ提出。</li> </ul>

【例外】＊大会が雨天順延になった場合（部長・監督から理由書の提出があれば、事後発行を行う）。

＊各学期1～2週目に大会があった場合（事前連絡があれば、事後発行を行う）。

＊抽選結果待ちで、授業を受講するかどうか未定の場合（事前連絡があれば、事後発行を行う）。

## 3 欠席願作成に必要なもの

### (1) 公式試合一覧

毎年度監督が作成する「公式試合一覧」に記載された競技会が欠席願発行対象です。あらかじめ、監督から公式試合一覧を入手してください。

### (2) 欠席願用紙（両面刷）

## 4 申請～発行まで

(1) 各自が「欠席願」を記入（次頁の記入要領を参照）。

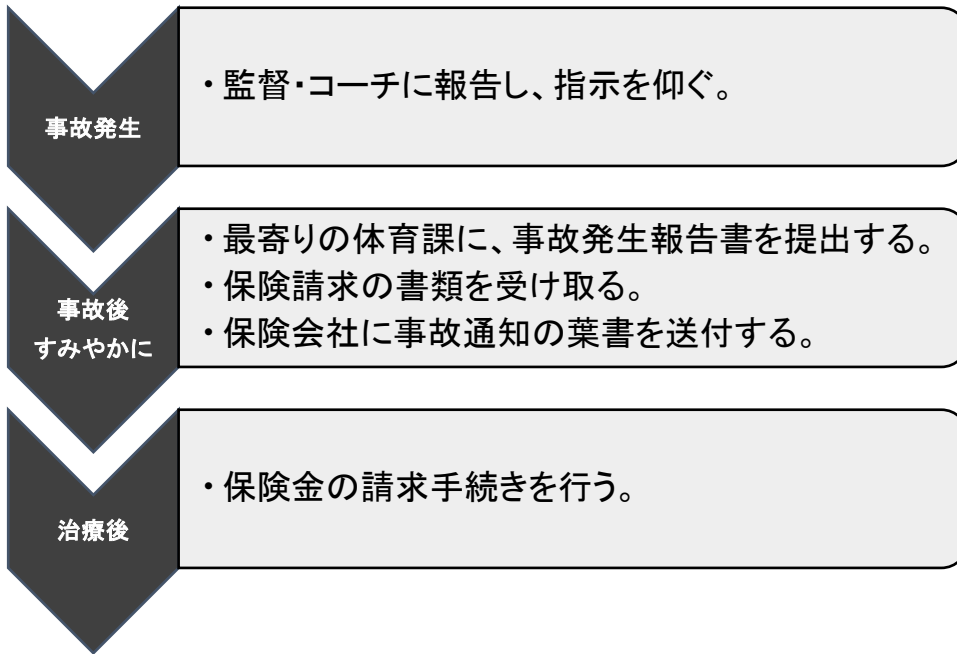
(2) 部でまとめて最寄りの体育課へ申請する。

(3) 体育課窓口で処理済の欠席願を受け取り、欠席する週の前の週までに教員に提出する。



# 事故報告および保険請求について

## 1 課外活動中に怪我・事故が発生した時の流れ



### 課外活動とは？

授業（正課）でない、大学が認めた体育会の活動のこと  
→そのため、大学の施設以外での活動を保険の対象とするには合宿・大会参加届が必要です。

## 2 体育会学生が請求できる保険

体育会の学生が請求できる保険は以下の二種類です。

大学の保険と部の保険の二つを請求できます。

大学の保険	部で入っている保険
学生教育研究災害保険(学研災) 〔治療日数が14日以上の場合〕	スポーツ安全保険など (部によって異なります)

※通信教育部の学生は事前に学部に体育会に所属していることを申請する必要があります。

課外活動への移動中の怪我・事故も保険の対象となります。

ただし、「合理的な経路および方法」での移動なので寄り道をすると対象とならない場合もあります。

## 3 学研災の内容

補償対象	学校施設内にいる間及び課外活動中の事故
死亡	600万円
後遺障害	障害の程度により27万円～900万円
医療	治療日数により30,000円～30万円
入院（日額）	4,000円
手続窓口	最寄りの体育課



## 4 部で加入している保険

### ① 保険加入・加入報告の義務

2011 年度以降、法政大学後援会から「運営費補助」の 15 万円の中に 5 万円の保険加入補助が含まれています。(ラクロス部は 2019 年から)

これによって、大学(後援会)に対して加入報告の義務があります。各部は選手だけでなく、マネージャーなどを含め全部員が加入し、保険加入名簿を提出してください。

### ② 加入と更新について(ここでは主にスポーツ安全保険について記述します。)

加入	新入部員は入部と同時に保険に入ってください。 →報告は 4 月末までに体育課に新入部員分をまとめて提出します。 それ以降は随時入部届と一緒に提出します。
更新	すでに加入している部員は 2 月～3 月に更新のお知らせが申込者に届きます。 →報告は年度末の学生委員会の時に提出します。
注意事項	代表者は原則監督にしてください。(更新手続きがあるため) 加入報告は、加入者名簿と払い込みを証明するものの二点を提出してください。
スポーツ安全協会	加入依頼書で加入の場合 相談窓口 03-3481-2423 インターネットで加入の場合 相談窓口 03-5510-0022

スポーツ安全保険以外の保険に加入している部(連盟のものや独自に保険を組んでいる部)は内容について把握しておきましょう。

どうして保険に二つ入る必要があるの？

学研災は自分の怪我をしたときに補償されるものです。

そのため、相手に怪我をさせてしまったときのために、賠償責任保険が必要となります。

部員が自分たちの入っている保険について知らないことがあります。

とても大切なことなので、部員全員が把握するようにしましょう。